

令和8年4月19日執行

清須市議会議員一般選挙資料

## 選挙公報掲載申請に 関する注意事項

清須市選挙管理委員会

## 目 次

### 原稿用紙による掲載文提出の場合

第1	掲載文の申請	1
第2	掲載文の修正及び撤回	1
第3	掲載文作成に関する注意事項	1

### 電磁的記録（電子データ）による掲載文提出の場合

第1	掲載文の申請	3
第2	掲載文の修正及び撤回	3
第3	掲載文の電子データ作成に関する注意事項	3

### 共通事項

第1	選挙公報への掲載順序	5
第2	その他	5

### 関係法令

公職選挙法（抜粋）	6
清須市選挙公報の発行に関する条例（抜粋）	6
清須市選挙公報の発行に関する規程（抜粋）	7

## 原稿用紙による掲載文提出の場合

### 第1掲載文の申請

- 1 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けることができます。原稿用紙により掲載文を提出する場合、清須市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）は、候補者から提出された掲載文を、そのまま印刷して選挙公報を作成します。
- 2 選挙公報の掲載を受けようとするときは、以下の書類等を提出してください。
  - (1) 選挙公報掲載申請書 1部
  - (2) 選挙公報掲載文原稿（市選管が交付した原稿用紙により作成したもの） 2部
  - (3) 候補者の写真（2枚とも同一のもの） 2枚
    - ① 候補者自身の上半身を写したもので、無帽、無背景でなければなりません。
    - ② 写真の大きさは、縦5cm、横4cmで、白黒に限ります。
    - ③ 写真は、原稿用紙に貼り付けずに提出してください。
    - ④ 写真の裏に氏名を記載してください。（筆圧による凹凸に注意してください。）
    - ⑤ 選挙の期日前3月以内に撮影したものに限ります。
- 3 原稿用紙は、立候補予定者説明会の際に2部配布していますが、汚損又は破損した場合は、市選管までお問い合わせください。

### 第2掲載文の修正及び撤回

既に申請した掲載文の修正又は撤回は、修正した掲載文を添えて、選挙公報掲載文修正（撤回）申請書により、令和8年4月12日（日）午後5時までに市選管に申請しなければなりません。

### 第3掲載文作成に関する注意事項

#### 1 原稿用紙

- (1) 原稿用紙は、市選管が交付したもの以外は使用できません。  
なお、この原稿用紙の記載欄（原稿用紙の内枠（青枠））の大きさは、選挙公報に掲載される大きさとほぼ同じ大きさとなります。
- (2) 掲載文は、原稿用紙の内枠（青枠）に必ずおさめてください。
- (3) 原稿用紙の青い線は、記載するときの便宜のために入れてあるもので、選挙公報には印刷されません。

## **2 掲載文の内容**

掲載文の内容については特に制限ありませんが、他人の名誉を傷つけ、若しくは公序良俗に反し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をすることがないようご注意ください。

## **3 掲載文の書き方**

- (1) 印刷は1色刷りですので、原稿は無彩色で記載してください。
- (2) 写真欄は空欄のままでし、写真を貼らないでください。
- (3) 写真欄には、候補者の写真以外の文字、記号、図画、図表その他これらに類するものを記載しないでください。
- (4) 氏名欄には、候補者の届出書に記載した氏名を記載してください。ただし、通称使用の認定を受けた場合においては、当該通称を記載しなければなりません。
- (5) 氏名欄には、前号のほか、氏名又は通称のふりがな、所属党派名及び年齢を記載しなければなりません。なお、年齢は、選挙期日（4月19日（日））現在の満年齢としてください。

## **4 記載文字及び図画等**

- (1) 字数の制限はありません。
- (2) 著しく小さい文字を使用すると不鮮明となり、印刷時に読みなくなるおそれがありますので、注意してください。
- (3) 掲載文には、写真欄に掲載するための写真以外の写真を使用することはできません。
- (4) 薄い網掛けや線、コンピュータ・グラフィックスによるイラストレーションを使用したり、文字の背景色に濃淡（グラデーション）をつけると、鮮明に印刷されないおそれがあります。
- (5) 掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合においては、掲載文を記載できる面積（写真欄及び氏名欄の面積を除く。）の概ね2分の1を超えることはできません。

## 電磁的記録（電子データ）による掲載文提出の場合

### 第1 掲載文の申請

- 1 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けることができます。電磁的記録（以下「電子データ」という。）により掲載文を提出する場合、市選管は、候補者から提出された掲載文の電子データを、そのまま印刷して選挙公報を作成します。
- 2 選挙公報の掲載を受けようとするときは、以下の書類等を提出してください。
  - (1) 選挙公報掲載申請書 1部
  - (2) 選挙公報掲載文の電子データ 1式
    - a 電子データは、PDF/X-1a 形式（アウトライン化された PDF ファイル）で、次のメールアドレス宛に送信してください。（送信後、市選管へ送信した旨の連絡をお願いします。）  
メールアドレス : somu@city.kiyosu.lg.jp
    - b 電子データの容量が 5 メガバイト以上となる場合は、メールの受信ができない場合があります。その場合は CD-ROM をお渡ししますので、お申し出ください。また、電子データを保存した CD-ROM を提出する際は、候補者の氏名、提出日を明記してください。
    - c 電子データのファイルのタイトルは、次の例により設定してください。  
(例) 「清須市議会議員一般選挙 ○○○○（候補者氏名） 選挙公報原稿.pdf」
  - (3) 上記(2)の電子データを出力した確認用見本 1枚

### 第2 掲載文の修正及び撤回

既に申請した掲載文の修正又は撤回は、修正した掲載文の電子データを添えて、選挙公報掲載文修正（撤回）申請書により、令和 8 年 4 月 12 日（日）午後 5 時までに市選管に申請しなければなりません。

### 第3 掲載文の電子データ作成に関する注意事項

#### 1 原稿用紙（電磁的記録）の用い方

- (1) 掲載文の電子データ作成は、市選管が作成した原稿用紙（電磁的記録）（以下「原稿用紙データ」という。）を使用し、作成してください。  
※ 原稿用紙データは、市ホームページに掲載しています。
- (2) 掲載文の電子データ作成時に、市選管が交付した原稿用紙データの縦横のサイズを変更しないでください。  
提出された電子データをそのまま印刷しますので、縦横のサイズを変更した場合、既定サ イズを超える部分は掲載時に欠けてしまい、縮小した場合は、小さいままで印刷されます。
- (3) 画像解像度は、グレースケール 350 dpi、2 階調 1200 dpi を推奨します。

- (4) 掲載文は、原稿用紙データの内枠（青枠）に必ずおさめてください。
- (5) 提出する際の形式は、PDF/X-1a 形式（アウトライン化された PDF ファイル）としてください。
- (6) 使用される文字、図形、イラスト等は全て黒1色で作成してください。 カラーで作成した場合、カラーの成分は印刷されません。

## 2 掲載文の内容

掲載文の内容については特に制限がありませんが、他人の名誉を傷つけ、若しくは公序良俗に反し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をすることがないようご注意ください。

## 3 掲載文の書き方

- (1) 印刷は1色刷りですので、原稿は無彩色で記載してください。
- (2) 候補者の写真は、原稿用紙データの右上の写真欄にはみ出さないように貼り付けてください。  
写真欄の位置は、紙の原稿用紙と合わせてありますので、位置を変更しないでください。
- (3) 掲載できる候補者の写真は、次のとおりです。
  - ① 候補者自身の上半身を写したもので、無帽、無背景でなければなりません。
  - ② 写真は、白黒に限ります。
  - ③ 選挙の期日前3月以内に撮影したものに限ります。
- (4) 写真欄には、候補者の写真以外の文字、記号、図画及び図表の類を記載しないでください。
- (5) 氏名欄には、候補者の届出書に記載した氏名を記載してください。ただし、通称使用の認定を受けた場合においては、当該通称を記載しなければなりません。
- (6) 氏名欄には、前号のほか、氏名又は通称のふりがな、所属党派名及び年齢を記載しなければなりません。なお、年齢は、選挙期日（4月19日（日））現在の満年齢としてください。

## 4 記載文字及び図画等

- (1) 字数の制限はありません。
- (2) 著しく小さい文字を使用すると不透明となり、印刷時に読みなくなるおそれがありますので、注意してください。
- (3) 掲載文には、写真欄に掲載するための写真以外の写真を使用することはできません。
- (4) 薄い網掛けや線、コンピュータ・グラフィックスによるイラストレーションを使用したり、文字の背景色に濃淡（グラデーション）をつけると、鮮明に印刷されないおそれがあります。
- (5) 掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合においては、掲載文を記載できる面積（写真欄及び氏名欄の面積を除く。）の概ね2分の1を超えることはできません。

## **共通事項**

### **第1 選挙公報への掲載順序**

選挙公報への掲載順序は、市選管が行うくじにより決定します。なお、候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

くじを行う日時 令和8年4月12日（日） 午後5時30分

くじを行う場所 清須市役所北館3階

### **第2 その他**

- 1 市選管は、法令又は本注意事項に違反した掲載文の申請があったとき、又は記載した文字が著しく小さいとき、その他印刷が不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し当該部分の訂正を求めることがあります。
- 2 市選管が求めた訂正に候補者が応じないときは、市選管が必要な訂正をすることがあります。
- 3 選挙公報の印刷の体裁は、市選管が決定します。
- 4 掲載申請の際に提出された書類等は、返却しません。

## 関係法令

### ○ 公職選挙法（抜粋）

（任意制選挙公報の発行）

第172条の2 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

### ○ 清須市選挙公報の発行に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、清須市長等選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第2条 清須市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、清須市長等選挙において、この条例の定めるところにより、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

（掲載文の申請）

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添付して委員会の指定する期日までに委員会に文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、委員会が交付する用紙を使用して記載しなければならない。

（発行手続）

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（配布）

第5条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

（発行を中止する場合）

第6条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、

中止する。

- 2 第3条第1項の規定による委員会の指定する期日までに申請した後、候補者が死亡し、又は候補者たることを辞した場合若しくは候補者たることを辞したものとみなされた場合において、既に選挙公報の発行手続に着手したときは、その者の申請に係る掲載文の掲載を中止しないことができる。

(委任)

第7条 法及びこの条例に定めるもののほか、選挙公報発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## ○ 清須市選挙公報の発行に関する規程（抜粋）

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市選挙公報の発行に関する条例（平成17年清須市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載文の申請)

第2条 候補者は、条例第3条第1項の規定による申請をするときは、選挙公報掲載申請書（第1号様式）に清須市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（第2号様式。以下「原稿用紙」という。）に記載した掲載文正副2通及び候補者の写真2枚（同一の原版によるものに限る。）を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の申請において、候補者が掲載文に添付すべき写真は、当該選挙の期日前6箇月以内に撮影した、無帽、正面、上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に党派、氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。
- 3 第1項の申請は、当該選挙の期日の告示の日の午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載文に使用する文字等)

第3条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

- 2 掲載文の写真欄には、前条第2項の規定により使用できる写真以外の写真は使用できない。
- 3 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線並びに図、イラストレーション並びにこれらの類以外のものを使用して記載してはならない。また、原稿用紙の氏名欄は、通常文書に使用する文字以外のものを使用して記載してはならない。
- 4 原稿用紙の氏名欄には、候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により通称の使用の認定を受けた場合においては、当該通称）を当該氏名欄の枠内に縦書きで記載しなければならない。この場合において、氏名、年齢、身分及び所属党派に関すること以外は記載することができない。

(図等の面積制限)

第4条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の氏名欄を除いた掲載文本文を記載することができる部分の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第5条 委員会は、前2条の規定に違反した掲載文の申請があった場合又は文字等が著しく小さいことその他の理由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められる場合は、候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、委員会は、必要な訂正をすることができる。

(掲載文の撤回又は修正)

第6条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、選挙公報掲載撤回申請書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 候補者が既に提出した掲載文を修正しようとするときは、選挙公報掲載修正申請書（第4号様式）に修正した掲載文2通を添えて委員会に提出しなければならない。

3 第1項の撤回又は前項の修正の申請は、第2条第3項の規定による申請期限までにしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第7条 条例第4条第2項の規定による掲載の順序のくじは第2条第3項の規定による申請期限後直ちに行わなければならない。

2 前項の掲載の順序を定めるくじを引く順序は、選挙公報掲載申請書の受付順序とする。  
3 委員会は、前項のくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示しなければならない。

(選挙公報の様式及び印刷方法)

第8条 選挙公報の様式は、第5号様式に準じて作成する。

2 選挙公報は、写真製版により黒色で印刷するものとする。  
3 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指定することができない。

(発行手続の中止)

第9条 候補者が死亡し、又は候補者であることを辞した場合（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第91条又は同法第103条第4項の規定に該当する場合を含む。）においても選挙公報の発行手続に着手したのちは、その発行手続は、中止しない。

2 前項に掲げる事由が候補者全部について生じたとき、又は一の選挙公報用紙に掲載されるべき候補者全部について生じたとき、その発行手続の全部又は当該選挙公報用紙に係る発行手続は、中止する。

(掲載文の不返還)

第10条 第2条第1項の規定により提出された掲載文及び写真は、第6条の規定による場合のほかいかなる場合においてもこれを返還しない。

(選挙公報の正誤)

第11条 委員会は、選挙公報の印刷に誤りがあったときは、直ちに訂正の告示をしなければならない。

(掲載文以外の登載)

第12条 委員会は、選挙公報に余白が生じたときは、啓発又は棄権防止等のために選挙に関する標語等を登載することができる。

(その他)

第13条 法令、条例及びこの告示に定めるもののほか、選挙公報発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。